



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課） 1
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 市街地再開発組合の設立の認可（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 3

告 示

沖縄県告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成27年 4月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
国分グロースーチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ココストア

愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号

- (3) 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金並びにその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

- (3) 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第261号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1(1) 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施した期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 2(1) 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施した期間 平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（国土広域情報）修正測量

沖縄県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南城市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 公共測量を実施した地域 南城市玉城字仲村渠
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年1月13日から同年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第263号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成27年4月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 事業組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 沖縄市山里一丁目1番5号
- 3 事業施行期間 平成27年4月21日から平成30年3月31日まで
- 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成27年 5月20日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 宮古都市計画用途地域
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 3・5・平5号大道線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 大原地区土地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 4月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 9月26日 沖縄県指令土第1124号、平成26年 8月22日 沖縄県指令土第969号（変更）、平成26年12月 1日 沖縄県指令土第1228号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市真栄原三丁目14番 3ほか14筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市真栄原三丁目16番 1号 学校法人カトリック沖縄学園理事長 有馬馬瓊
- 5 検査済証番号 平成27年 4月 6日 第4199号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月25日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第6号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 4月21日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第11の2中「0.0945」を「0.095」に改める。

別表第12中

院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である院長に限る。）
副院長（精和病院を除く。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長に限る。）
副院長（中部、南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である母子センター長に限る。）

を

院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である院長に限る。）
副院長（精和病院を除く。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である母子センター長に限る。）

に、

副院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長に限る。）
副院長（北部病院、精和病院、宮古病院、八重山病院）（病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
医療部長（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である医療部長に限る。）

を

副院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
医療部長（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である医療部長に限る。）

に改める。

別表第15中

院長（精和病院に限る。）
副院長（精和病院を除く。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
副院長（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）
参事
副院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
副院長（北部病院、精和病院、宮古病院、八重山病院）（病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
医療部長
事務部長
看護部長

を

院長（精和病院に限る。）
副院長（精和病院を除く。）
母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）

参事
副院長（精和病院に限る。）
医療部長
事務部長
看護部長

に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4月21日から施行し、改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程の規定は、平成27年 4月 1日から適用する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号